9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 住民自治

町民が自主的に組織し活動している団体は、自治会をはじめ多種・多様であり、花いっぱい運動などのコミュニティ運動、防犯、交通安全、地域福祉、青少年健全育成等々、まちづくりの基層を担う重要なものとなっていますが、活動の担い手が不足になるなど、今日的な課題に直面しています。特に自治会活動に関しては、人口減少により限界集落化や高齢化に伴う相互協力の限界等、地域単位でのコミュニティ活動の維持が懸念されています。一方で、増加する独居高齢者などを見守るあんしんネットワークや災害時要援護者制度の運営には地域住民の協力が不可欠であり、地域力の維持が大きな課題となっています。また、過疎化の進行により地域に残された空き家・廃屋の問題も次第に深刻化しています。

このような中、自然豊かな田園の中で暮らしたいという都市住民も少なくなく、農業への参入や空き家の提供など新たな担い手として受け入れる意識の醸成や集落の合意形成が重要であり、自治会活動等を通じて、住民と行政、既住民と新住民、若者と高齢者など立場や年齢などを超えて相互理解のもと補完し合うきめ細かな住民自治が求められています。

このため、特に集落的課題については、相談や情報提供等の体制を整備し、集落支援員の配置により地区巡回や集落点検、地域課題の整理を行うなど住民自治活動を支援するとともに、地域おこし協力隊制度を活用して都市部からの優秀な人材を確保し、地域住民との連携を図りながら農業・林業・観光振興・特産品開発等の各分野に従事することで、地域に新たな活力を生み出すとともに、町内での起業や定住に結び付けていく必要があります。

② 定住促進

少子高齢化の進展や若者の町外流出などによる過疎化からの脱却が重要な課題となっている中、本町の恵まれた自然と豊かな田園風景の中で子育てや定住に関心を寄せる都市生活者も少なくない、このような多くの方々が安全・安心で充実した人生を過ごしてもらうため、多様なニーズに対応した公的な宅地造成をはじめとする生活基盤の整備を進めてきました。

今後は、「グリーン&スローライフ」を厚真町の暮らし方と位置づけ、千歳市や苫小牧市に近接し、札幌圏や新千歳空港からも至近距離で、道外との往来にも便利な地理的条件を最大限に活かした移住定住を促進していかなければなりますせん。定住促進に向けては、住環境の向上はもとより、環境保全や景観づくり、地域間交流やグリーン・ツーリズムの推進などによる町のイメージアップを総合的に進めていく必要があります。

③上厚真市街地環境整備

本町上厚真地区は厚真町南部の拠点地域で、高規格幹線道路日高自動車道厚真ICや苫小牧港東港フェリーターミナルが域内にあり、苫小牧市や苫東開発地域に隣接し、また、新千歳空港にも近いなど立地条件に恵まれており、過疎化の中にあって本地区の人口は、近年横ばいの状況となっています。このため、地理的な優位性を生かしたまちづくりを進めるため、地元自治会の参画を得て上厚真市街地環境整備構想を策定しており、現在は、未利用地の宅地造成による「きらりタウン」分譲地と認定こども園・児童館の子育て関連施設を先行して整備に取り組んでいますが、今後は、「地域住民が住み続けられるまちづくり」「若者が厚真に戻ってくるまちづくり」「サーフスポットの特性を生かしたサーフタウンづくり」をテーマに、さらに整備計画を具体化していく必要があります。

(2) その対策

① 住民自治

◆自治会などの各種団体・地域活動の促進

- ア 自治会活動への支援
- イ コミュニティ運動推進協議会活動等、安全・安心な地域生活を送るための活動支援
- ウ 地区・団体間交流の推進
- エ 情報提供や相談機能の充実

- オ まちづくり人材の育成とネットワーク化
- カ 集落支援員の配置
- キ 地域おこし協力隊の配置と活性化
- ク 空き家・廃屋の解消

② 定住促進

◆定住促進の基盤づくり

- ア 多様なニーズに対応できる魅力ある住宅地の整備
- イ 移住・定住促進のための助成制度の確立
- ウ 子育て世代に対応した住まいづくり
- エ 空き家・空き地に関する情報の提供
- オ 移住・定住に関する PR 及び情報発信
- カ 地域資源を再活用した魅力の創造

③上厚真市街地環境整備

- ◆上厚真市街地環境整備構想の実現
 - ア 「きらりタウン」分譲地の販売促進
 - イ 「きらりタウン」分譲地内の子育て支援住宅の計画的な整備
 - ウ 認定こども園・児童館等の子育て関連施設の計画的な整備
 - エ 上厚真市街地環境整備構想の実現に向けたプロジェクトチーム活動の実施

(3) 計画

事業計画 (平成 26~27 年度)

自立促進施策区分	事 業 名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	自治会等活動推進事業 (事業内容) 自治会運営費の助成事業 (事業の必要性) 自治会活動の活性化を図るため に必要である。 (見込まれる事業効果) 自治会内における活動を活発化 させることにより地域の連携を図 ることができる。	町	
		集落支援員設置事業 (事業内容) 地区巡回等の集落点検や地域の 課題整理 (事業の必要性) 集落問題の解決や住民自治活動 の支援に必要である。 (見込まれる事業効果) 地域単位のコミュニティ活動の 活性化を町の活性化を図ることが できる。	町	
		地域おこし協力隊設置事業 (事業内容) 都市部から優秀な人材を確保し、 農業・林業・観光振興・特販品開発 等の分野に従事する。 (事業の必要性) 地域に新たな活力を生み出すた めには、町外から人材を確保する 必要がある。 (見込まれる事業効果) 町内での起業化や移住定住効 果、地域の活性化を図ることがで きる。	町	
		定住化促進対策事業 (事業内容) 分譲地の販売促進、移住体験事業、空き家再生・持家建設促進事業等の実施 (事業の必要性) 過疎脱却のため、あらゆる方法により移住定住を図る必要がある。 (見込まれる事業効果) 本町の移住定住政策をPRすることにより、人口減少に歯とをかけ、本町の活性化を図ることができる。	ĦŢ.	